

自転車安全利用五則とは

その１ 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。
- そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

＜歩道を通行できる場合＞

道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき

- 13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者
- 車道通行に支障がある身体障害者
- 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

その２ 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。

その３ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

その４ 安全ルールを守る

○傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止

- ・傘をさしたり、物を持ったりなど、視野を妨げ又は安定を失うおそれがある方法で自転車を運転してはいけません。

○携帯電話の使用禁止

- ・自転車を運転するときは、携帯電話を持って通話や操作、又は画面を注視してはいけません。

○イヤホン等の使用禁止

- ・イヤホン等を使用してラジオ等を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

○夕暮れ時は早めにライトを点灯

- ・自転車を運転するときは、早めにライトを点灯しましょう。
- ・明るい色の服装を着用したり、反射材を身に付けるなどして、自分の存在を周囲にアピールしましょう。

○二 人 乗 り の 禁 止

○並 進 の 禁 止

- ・他の自転車と並んで通行することはできません。

○夜間はライトを点灯

- ・夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけましょう。

○信 号 遵 守

- ・信号は必ず守りましょう。
- ・「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号 に従いましょう。

○交差点での一時停止・安全確認

- ・一時停止の標識は必ず守りましょう。
- ・狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしましょう。

その5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。